

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）および森林法（昭和 26 年法律第 249 号）の一部改正に伴い、新たに設けられた手続に係る事務を市町に移譲するとともに、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）および鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）ならびに同法の施行のための規則に基づく事務の一部を新たに大津市および日野町に移譲するため、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 71 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 建築基準法施行令に基づく大規模の修繕または大規模の模様替に関する認定に係る申請の受付に係る事務を市町に移譲することとします。（別表関係）
- (2) 森林法に基づく使用権設定に関する認可をした旨についての閲覧に係る事務を市町に移譲することとします。（別表関係）
- (3) 鳥獣による生活環境、農林水産業および生態系に係る被害の防止の目的で行うアライグマおよびハクビシンの捕獲および殺傷の許可等に係る事務を新たに大津市および日野町に移譲することとします。（別表関係）
- (4) その他
  - ア この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとします。
  - イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
  - ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>本則・付則 省略 別表（第2条関係）</p> <p>(1)～(14) 省略</p> <p>(15) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）ならびに滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号。以下この項において「条例」という。）ならびに法および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>オ 政令に規定する事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>（ア）・（イ） 省略 （新設）</p> <p>（ウ） 政令第137条の16第2号の規定による移転に関する認定に係る申請の受付</p> <p>カ・キ 省略</p> <p>(15)の2～(16) 省略</p>	<p>本則・付則 省略 別表（第2条関係）</p> <p>(1)～(14) 省略</p> <p>(15) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）ならびに滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号。以下この項において「条例」という。）ならびに法および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>オ 政令に規定する事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>（ア）・（イ） 省略 <u>（ウ） 政令第137条の12第6項および第7項の規定による大規模の修繕または大規模の模様替に関する認定に係る申請の受付</u></p> <p><u>（エ） 政令第137条の16第2号の規定による移転に関する認定に係る申請の受付</u></p> <p>カ・キ 省略</p> <p>(15)の2～(16) 省略</p>

<p>(17) 森林法に基づく事務のうち、次に掲げる事務（使用権設定等の認可の申請に係る土地および工作物の所在地が2以上の市町の区域にわたるものを除く。）</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ 森林法第50条第5項（同法第66条において準用する場合を含む。）の規定による通知および<u>掲示</u></p> <p>オ～キ 省略</p>	<p>市町</p>	<p>(17) 森林法に基づく事務のうち、次に掲げる事務（使用権設定等の認可の申請に係る土地および工作物の所在地が2以上の市町の区域にわたるものを除く。）</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ 森林法第50条第5項（同法第66条において準用する場合を含む。）の規定による通知、<u>掲示</u>および<u>閲覧</u></p> <p>オ～キ 省略</p>	<p>市町</p>
<p>(18)～(59)の3 省略</p>		<p>(18)～(59)の3 省略</p>	
<p>(60) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）および鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 省略</p> <p><u>イ 省令第24条第5項の規定による変更の届出の受理</u></p> <p><u>ウ 省令第24条第6項の規定による亡失の届出の受理</u></p> <p><u>エ アからウまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</u></p>	<p>長浜市、草津市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市および町（<u>日野町および愛荘町</u>を除く。）</p>	<p>(60) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）および鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 省略</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>イ アに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</u></p>	<p>大津市、長浜市、草津市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市および町（<u>愛荘町</u>を除く。）</p>
<p>(61) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）および鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則</p>	<p>大津市、彦根市、近江八幡市、守山市、</p>	<p>(61) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）および鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則</p>	<p>彦根市、近江八幡市、守山市、栗東市お</p>

<p>(以下この項において「省令」という。)ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 省略</p> <p>イ <u>省令第24条第5項の規定による変更の届出の受理</u></p> <p>ウ <u>省令第24条第6項の規定による亡失の届出の受理</u></p> <p>エ アからウまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>栗東市、日野町および愛荘町</p>	<p>(以下この項において「省令」という。)ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 省略</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>イ アに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>よび愛荘町</p>
(61)の2 省略		(61)の2 省略	
<p>(61)の3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下この項において「法」という。)および鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下この項において「省令」という。)ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア～タ 省略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>チ アからタまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>市町</p>	<p>(61)の3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下この項において「法」という。)および鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下この項において「省令」という。)ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア～タ 省略</p> <p>チ <u>省令第24条第5項の規定による変更の届出の受理</u></p> <p>ツ <u>省令第24条第6項の規定による亡失の届出の受理</u></p> <p>テ アからツまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>市町</p>
(62)以下 省略		(62)以下 省略	

## 滋賀県知事の権限に関する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

### 1 改正の概要①(建築基準法施行令の改正に伴うもの)

建築基準法令に基づく許認可等に係る申請の受付事務については、これまでから市町に一部を移譲している。

省エネルギー性能が確保されていない既存建築物の改修促進を目的として、令和5年9月に建築基準法施行令の一部が改正公布されたことに伴い、新たに設けられた認定に係る申請の受付事務を市町に移譲するため、標記条例の一部を改正しようとするもの。

#### (1)建築基準法施行令の一部改正により新たに設けられた認定事務

接道義務、道路内建築制限の既存不適格建築物に係る大規模の修繕または大規模の模様替について、安全上等の観点から支障がない場合に、その接道義務・道路内建築制限を適用除外する認定制度が規定された(建築基準法施行令第137条の12第6項および第7項)。

#### (2)市町に移譲する事務

上記認定については、特定行政庁(都道府県および建築主事を置く市町村)が行うこととなる事務であるが、市町のまちづくりと密接に関係するため、建築基準法令に基づく他の許認可等と同様に申請の受付事務を(特定行政庁を除く)以下の市町に移譲する。

対象市町:栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、米原市  
日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

### 2 改正の概要②(森林法の改正に伴うもの)

森林法に基づく使用権設定に関する認可およびその旨を掲示する事務については、これまでから市町に移譲している。

デジタル技術の進展を踏まえた規制の見直しを推進するため、令和5年6月に森林法の一部が改正公布されたことに伴い、新たに設けられた公衆の閲覧に供する事務を市町に移譲するため、標記条例の一部を改正しようとするもの。

#### (1)森林法の一部改正により新たに設けられた事務

森林法に基づき、木材等の搬出等のため他人の土地の使用権設定に関する認可をした場合、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(インターネット)により公衆の閲覧に供することを規定(森林法第50条)。

## (2) 市町に移譲する事務

上記の事務については、掲示の事務と併せて行うものであることから、円滑な事務処理を図るため、市町に移譲する。

## 3 改正の概要③(鳥獣保護管理法等に基づく事務の移譲)

鳥獣保護管理法等に基づく事務のうち、鳥獣による生活環境、農林水産業および生態系に係る被害の防止の目的で行う鳥獣の捕獲および殺傷の許可等に係る事務については、これまでから下表のとおり市町に移譲しているが、新たにアライグマおよびハクビシンの捕獲および殺傷の許可等に係る事務を大津市および日野町に移譲するため、標記条例の一部を改正しようとするもの。

(表)

カラス、ドバト、スズメ、サル、シカ、イノシシ、 アライグマおよびハクビシン ※条例別表(60)	長浜市、草津市、甲賀市、野洲市、湖南市、 高島市、東近江市、米原市、 竜王町、豊郷町、甲良町、多賀町
カラス、ドバト、スズメ、サル、シカ、イノシシ ※条例別表(61)	<b>大津市</b> 、彦根市、近江八幡市、守山市、栗東市、 <b>日野町</b> 、愛荘町

## 4 施行日

令和6年4月1日から施行。